

第132期 中 間 決 算 公 告

令和6年12月27日

徳島県徳島市富田浜一丁目41番地
株式会社 徳島大正銀行
取締役頭取 板東 豊彦

中間貸借対照表（令和6年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	248,672	預 金	2,330,577
商 品 有 価 証 券	355	譲 渡 性 預 金	86,399
金 銭 の 信 託	122	コ ー ル マ ネ ー	56,000
有 価 証 券	398,129	借 用 金	35,002
貸 出 金	2,004,210	外 国 為 替	12
外 国 為 替	1,599	そ の 他 負 債	16,346
そ の 他 資 産	10,619	未 払 法 人 税 等	1,897
そ の 他 の 資 産	10,619	資 産 除 去 債 務	181
有 形 固 定 資 産	19,697	そ の 他 の 負 債	14,268
無 形 固 定 資 産	206	役 員 賞 与 引 当 金	22
前 払 年 金 費 用	3,437	退 職 給 付 引 当 金	12
繰 延 税 金 資 産	28	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	37
支 払 承 諾 見 返	3,668	偶 発 損 失 引 当 金	80
貸 倒 引 当 金	△12,927	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	981
		支 払 承 諾	3,668
		負債の部合計	2,529,142
		(純資産の部)	
		資 本 金	14,173
		資 本 剰 余 金	17,314
		資 本 準 備 金	12,651
		そ の 他 資 本 剰 余 金	4,662
		利 益 剰 余 金	111,771
		利 益 準 備 金	2,280
		そ の 他 利 益 剰 余 金	109,491
		別 途 積 立 金	40,147
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	84
		繰 越 利 益 剰 余 金	69,258
		株主資本合計	143,259
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,744
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,672
		評価・換算差額等合計	5,417
		純資産の部合計	148,677
資産の部合計	2,677,819	負債及び純資産の部合計	2,677,819

中間損益計算書 (令和6年4月1日から
令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	25,099
資金運用収益	20,996
(うち貸出金利息)	(13,972)
(うち有価証券利息配当金)	(6,750)
役務取引等収益	3,079
その他の業務収益	115
その他の経常収益	907
経常費用	18,540
資金調達費用	776
(うち預金利息)	(681)
役務取引等費用	877
その他の業務費用	6,913
営業経常費用	9,087
その他の経常費用	885
経常利益	6,559
特別損失	86
税引前中間純利益	6,473
法人税、住民税及び事業税	1,842
法人税等調整額	247
法人税等合計	2,090
中間純利益	4,382

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,449百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和２年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益215百万円を計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和４年10月28日）等を当中間会計期間の期首から適用し、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源泉となる取引等に応じて、損益及び株主資本に区分して計上することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,054百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,118百万円
危険債権額	26,093百万円
三月以上延滞債権額	33百万円
貸出条件緩和債権額	1,970百万円
合計額	34,216百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,217百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 76,867百万円

担保資産に対応する債務

借入金 35,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券7,586百万円、その他の資産4,020百万円及び預け金88百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金460百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、275,145百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが257,490百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,044百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は27,874百万円であります。
9. 自己資本比率（国内基準） 8.50%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益170百万円及び株式等売却益424百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却290百万円、貸倒引当金繰入額264百万円、株式等償却11百万円及び株式等売却損51百万円を含んでおります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損48百万円及び減損損失37百万円であります。
4. 当中間期において、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額37百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地37百万円であります。

用 途	種 類	場 所	減損損失
稼 動 資 産	営 業 用 店 舗	徳 島 県 内	37百万円

営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券（令和6年9月30日現在）
該当ありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（令和6年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対諸表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	788
関 連 法 人 等 株 式	—
合 計	788

3. その他有価証券（令和6年9月30日現在）

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7,094	2,665	4,429
	債 券	39,813	39,644	168
	国 債	11,873	11,781	92
	地 方 債	2,825	2,820	5
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	25,114	25,043	70
	そ の 他	159,441	153,918	5,522
	小 計	206,348	196,228	10,120
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	630	656	△26
	債 券	117,421	120,772	△3,350
	国 債	18,115	20,361	△2,245
	地 方 債	86,089	87,110	△1,021
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	13,216	13,300	△83
	そ の 他	66,031	67,480	△1,449
	小 計	184,083	188,910	△4,826
合 計		390,432	385,138	5,294

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対諸表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	5,827
組 合 出 資 金	1,080

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,340百万円
減価償却費	480
有価証券評価損	233
未払事業税	124
その他	614
繰延税金資産小計	4,793
評価性引当額	△2,372
繰延税金資産合計	2,420
繰延税金負債	
退職給付関係	△775
その他有価証券評価差額金	△1,549
固定資産圧縮積立金	△37
その他	△29
繰延税金負債合計	△2,392
繰延税金資産（負債）の純額	28百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,926円81銭
1株当たりの中間純利益	56円79銭

中間連結貸借対照表（令和6年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	248,674	預 金	2,329,714
商 品 有 価 証 券	355	譲 渡 性 預 金	86,399
金 銭 の 信 託	122	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	56,000
有 価 証 券	399,922	借 用 金	35,652
貸 出 金	2,002,782	外 国 為 替	12
外 国 為 替	1,599	そ の 他 負 債	19,033
そ の 他 資 産	15,796	役 員 賞 与 引 当 金	23
有 形 固 定 資 産	19,710	退 職 給 付 に 係 る 負 債	26
無 形 固 定 資 産	206	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	37
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,933	偶 発 損 失 引 当 金	80
繰 延 税 金 資 産	66	繰 延 税 金 負 債	484
支 払 承 諾 見 返	3,668	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	981
貸 倒 引 当 金	△12,992	支 払 承 諾	3,668
		負債の部合計	2,532,115
		(純資産の部)	
		資 本 金	14,173
		資 本 剰 余 金	17,246
		利 益 剰 余 金	113,087
		株主資本合計	144,507
		その他有価証券評価差額金	3,776
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,672
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,043
		その他の包括利益累計額合計	6,493
		非 支 配 株 主 持 分	1,729
		純資産の部合計	152,730
資産の部合計	2,684,845	負債及び純資産の部合計	2,684,845

中間連結損益計算書 (令和6年4月1日から)
(令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	25,553
資金運用収益	21,016
(うち貸出金利)	(13,977)
(うち有価証券利息配当金)	(6,763)
役務取引等収益	3,511
その他の業務収益	115
その他の経常収益	910
経常費用	18,905
資金調達費用	779
(うち預金利息)	(681)
役務取引等費用	876
その他の業務費用	6,913
その他の経常費用	9,424
その他	911
経常利益	6,648
特別損失	86
税金等調整前中間純利益	6,561
法人税、住民税及び事業税	1,882
法人税等調整額	237
法人税等合計	2,120
中間純利益	4,441
非支配株主に帰属する中間純利益	37
親会社株主に帰属する中間純利益	4,403

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社徳銀ビジネスサービス

トモニカード株式会社

株式会社徳銀キャピタル

大正信用保証株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,449百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。

11. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益215百万円を計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することといたしました。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額(連結される子会社及び子法人等を除く) 265百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,176百万円
危険債権額	26,099百万円
三月以上延滞債権額	36百万円
貸出条件緩和債権額	1,970百万円
合計額	34,282百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,217百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 76,867百万円

担保資産に対応する債務

借入金 35,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券7,586百万円、その他資産4,020百万円及び預け金88百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金466百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、281,900百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが264,245百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,074百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は27,874百万円であります。

9. 連結自己資本比率（国内基準） 8.54%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益170百万円及び株式等売却益424百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却290百万円、貸倒引当金繰入額290百万円、株式等償却11百万円及び株式等売却損51百万円を含んでおります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損48百万円及び減損損失37百万円であります。
4. 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額37百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地37百万円であります。

用 途	種 類	場 所	減損損失
稼 動 資 産	営 業 用 店 舗	徳 島 県 内	37百万円

当行は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

5. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額は4,287百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	355	355	—
(2) 金銭の信託	122	122	—
(3) 有価証券			
その他有価証券（＊1）	390,197	390,197	—
(4) 貸出金	2,002,782		
貸倒引当金（＊2）	△12,896		
	1,989,886	1,990,132	246
資産計	2,380,561	2,380,808	246
(1) 預金	2,329,714	2,329,572	△141
(2) 譲渡性預金	86,399	86,404	5
(3) 借入金	35,652	35,652	—
負債計	2,451,766	2,451,630	△136
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,063	2,063	—
ヘッジ会計が適用されているもの	28	28	—
デリバティブ取引計	2,091	2,091	—

（＊1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（＊1）（＊2）	7,698
組合出資金（＊3）	2,026

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当中間連結会計期間において、非上場株式について11百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	122	—	122
商品有価証券及び有価証券 売買目的有価証券				
国債・地方債等	33	322	—	355
其他有価証券				
国債・地方債等	29,989	88,914	—	118,904
社債	—	10,401	27,928	38,330
株式	8,435	—	—	8,435
その他	73,488	150,514	—	224,002
デリバティブ取引 通貨関連	—	3,046	—	3,046
資産計	111,946	253,321	27,928	393,197
デリバティブ取引 金利関連	—	0	—	0
通貨関連	—	954	—	954
負債計	—	954	—	954

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は523百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
貸出金	—	—	1,990,132	1,990,132
資産計	—	—	1,990,132	1,990,132
預金	—	2,329,572	—	2,329,572
譲渡性預金	—	86,404	—	86,404
借入金	—	35,652	—	35,652
負債計	—	2,451,630	—	2,451,630

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載してあります。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約等）であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(令和6年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～2.36%	0.09%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(令和6年9月30日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
有価証券 その他有価証券 私募債	26,808	—	△88	1,208	—	—	27,928	—

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門(バック・オフィス)が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加(減少)は、それ単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (令和6年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他有価証券 (令和6年9月30日現在)

	種 類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	7,598	2,871	4,726
	債 券	39,813	39,644	168
	国 債	11,873	11,781	92
	地 方 債	2,825	2,820	5
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	25,114	25,043	70
	そ の 他	159,441	153,918	5,522
	小 計	206,853	196,434	10,418
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株 式	836	980	△143
	債 券	117,421	120,772	△3,350
	国 債	18,115	20,361	△2,245
	地 方 債	86,089	87,110	△1,021
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	13,216	13,300	△83
	そ の 他	66,031	67,480	△1,449
	小 計	184,290	189,233	△4,943
合 計		391,143	385,668	5,474

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (令和6年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (令和6年9月30日現在)

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
役務取引等収益	2,281
預金・貸出金業務	205
為替業務	351
証券関連業務	446
代理業務	452
保護預り・貸金庫業務	22
その他業務	803
顧客との契約から生じる経常収益	2,281
上記以外の経常収益	23,272

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,956円93銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益	57円07銭

以 上